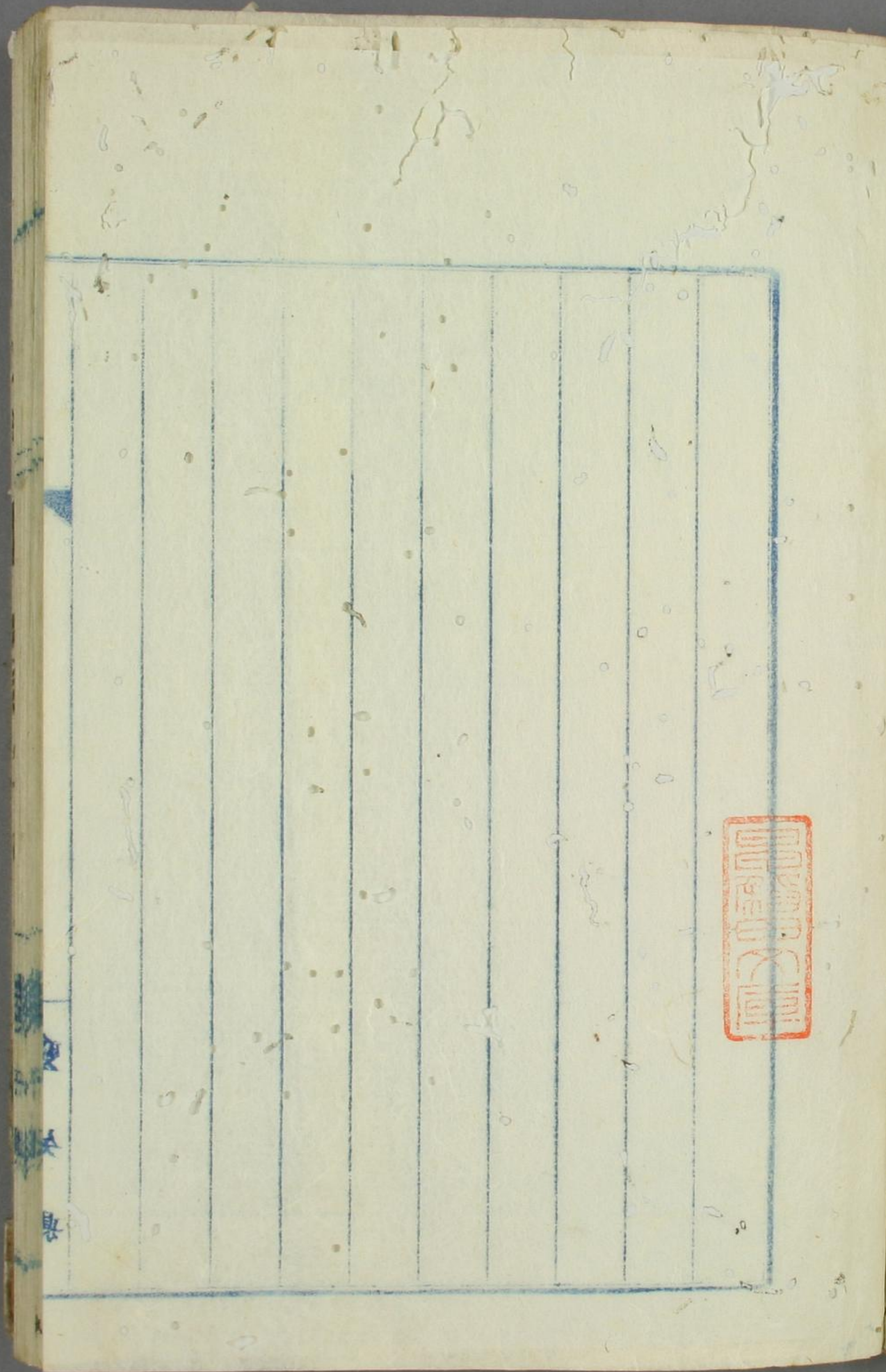


蘇本界動記

全

特別
14
696
60





同治元年



18
696
60

Handwritten text in a cursive style, possibly representing a list or a series of entries. The text is written vertically on the right page of the notebook.



十月乃ち其の西を以て

為氏之るる回りの考ふるるの事なり

報力なり一り其の事下四品なり

右竹馬の修善の可なり其の事

通通の事なり

此の事なり

此の事なり

此の事なり

横山

[Empty ruled writing area]

電信之沿革

熊小患チ茲百余年電信ノ新
子新リ 鎮皇ニ乱入 管一所ツ 燒
キ官宅 敷ケ 處ヲ 燒キ 今 参事
シ 疵シ 阿見リ 少也 自 スカク 屠 服スル
アリ 縛 之 乾ル アリ 追 之 鎮 定ス
杯 少 押 火 名 也 強

は ち る 々 ち ぶ の り ぬ ち ち 分

○東京日日新聞 十月廿七日

熊本鎮臺の騒動は昨今處々へ來りたる
電報ノ合ヒテ考ルニ二十四日ノ夜二時スギ熊
木ノ士族ガ凡二百人集テ合圖ヤシタリケニ處
ニノ兵營ヘ一時ニドツト攻メ突キ先ツ番兵ヲ
切り倒シテ四方ヨリ亂入リ當レラ幸ヒ切り去テ
難ギ立テ營内ノ部屋ニヒリ残ル隈ナリ四方
ハ方ニ暴レ廻リケレハ兵卒共ハ元ヨリ思ヒモ寄
ラヌ事取取ル物ト取リ取テ往左往ニ此ケ
或ハ起揚ラントモ切テルモ有リ或ハ追ヒ詰ラ
レテ胴斬ニ成モ有リ折カテ死スル大ノ事ア

かんト見へエガ忽チ極大天ニ漲リ火粉四方
ニ逆ミル中ヨリ烈シク砲聲ノ響キも渡ルハ
目撃徒等一フテニ管内ノ銃砲兵害ヲ奪ヒ取
タルヲラニ此時縣廳ニモ既ニ放火シ
事具ホカ文武ノ官宅ニモ火ヲ樹ケタルハ天
地モ國家モ顛覆スルカト思フホドノ乱然
騒動ナリト公私電信ノ往來楪ノ齒ヲ咬リ
カカモ縣令ニ參事モ餘ホドノ恠我ラセラ
レタル日ニ種田方將ハ大疵ニテ生死ノ程モ知レ
ズ一昨日ハ小倉ヨリノ電報ニ據レハ暴徒ハ

追々ニ人数ガ加ハリ猶此ノ外ニ蜂起スルモ計
ラレズト奇リシ事ナリ右ニ舟昨日敵社ヨリモ既
ニ吾人ノ探訪者ヲ差シ遣ヒタレバ追々確報
ヲ記シニセシ

右ノ騒動ハ同夜ニ時五分頃ニ初マリ熊本電信
局ヨリ直ニ此事ヲ東京ニ報知セシニ程ナリ
目撃者一人ガ抜刀シテ電信局へ斬リ込ニ
器械ニ是ヲ毀テ電信不通ト成リタリ右ニ
羽子朝ニ至リ代リノ器械ヲ仁撤ケタルモ工合
悪シキ故一昨日直サニ長崎ヨリ蒸氣船ヲ

修復ノ手當ヲ回サレ昨日ヨリ通ズル様ニ成
ル由ナリ

又昨廿六日午前九時ゴロ現ニ熊本ヨリノ電報
ニハ日暮徒ハ凡ソ百七十人程追ニ鎮撫モ行キ
届クベシトノ通信ガ到着セシヨトナリ

又昨日ノ午前十時ゴロ長崎縣廳ヨリ電報
テ一昨夜暴徒ノ名残ハ姓名等モ分リ賊徒
百七十人ノ内ニテ討取リ或ハ捕縛シ又ハ刺
腹自尽遁逃シタル残徒百余人ハ即今專ラ
征伐ニ着手中ナリ志ニ遁逃セシハ今朝ノ五

時比ナリト通信信ヲ送ル由ナリ
昨日春日艦ニテ内務少輔林幸友及ビ陸軍

少將大山巖同少將三浦博前ニ司法省ノ増
田判事ト其外差判任官ニテ十名程熊本縣
へ出張サレタル由又一昨日ハ玄龍丸ニテ出張
シ樺山陸軍中佐ハ軍用金トシテ十丁四程
持参致シトカ申寸事

日東の事りしむの事十月九日の記

東京日々新聞

熊本ノ騷動ニ關シ吾昔日ガ連日ニ傳聞シ得タル電報ハ既ニ讀者ニ概面ノ想像ヲ與フルニ足ルベシ尤モ電報ノ三ノ事ナレバ固ヨリ十分ノ詳細ヲ悉シ難シト云モ此ノ暴徒ハ即チ熊本ノ士族百七十余名ノ黨結ニシテ去ル廿四日午後十一時過ラ以テ不意ニ鎮臺武官ノ邸宅ヲ襲ヒ種田少將ハ爲ニ重傷ヲ被リ參謀高柳中佐ハ死亡セラレ其餘ノ武官モ亦多少ノ疵傷ヲ得タリ

變知縣

變知縣



暴徒ハ又鎮臺砲歩ノ兩兵營ニ突入シテ
三ヶ所ニ放火シ(或ハ曰ク兵營ヲ襲ビタルコ
非スト)又安岡縣令小関參事ノ私宅ニ
モ押寄テ之ヲ傷ケ電信局ニ乱入セシ等
諸件ハ其實ヲ謬ラザルカ如シ昨日ニ記載
セシ最後ノ電信ハ暴徒ノ人負八百七十
名程ニテ其ノ姓名モ多ク官兵ニテ其内ヲ
討取リ或ハ捕縛シ或ハ自盡シタルヲ除キ
殘徒百余ハ翌廿五日ノ午前五時ゴロニ遁逃
セシニ付キ專ラ征伐ニ着手シ縣下ハ先ツ

靜謐ナリト報シ長崎福岡小倉ノ諸縣モ盡
ク其ノ戒備ヲ成シタル趣ナレバ其事タル熊本
一縣ノ士族ニ止リタルカ如クニ思考シタリキ
然ルニ吾曹ガ其後ニ傳聞セシ福岡縣ノ電
報ニ據レバ一昨廿六日ノ夜ヨリ豊津士族ハ暴
挙ノ勢アルニ因リ小倉出張鎮台ニ於テ其
ノ用意ヲナシ又秋月士族ハ七八十名計リ
ニテ刀劍ヲ帶ヒ兵器ヲ携ヘテ甘木町ニ屯集
シ秋月市中ヲ徘徊スルニ付キ巡查ヲ派
出シテ捕縛ヲ命ジ鎮台兵ヲ出張セシメタ

ルニ昨朝ニテハ此賊徒已ニ五百人計リニテ
熊本ニ應援シ尚ホ追ミニ加ハルベキ勢ナレバ
政府ニ向テ援兵ヲ求メタリト云ヘリ然ハ則
チ此ノ騷動ハ熊本ノミナラス福岡縣ニ於テモ
亦大關係ヲ現出シタルカ如シ

長崎縣ヨリハ速ニ保護ハ軍艦ノ來着ヲ望ミ
且ツ非常ニ備ヘンガ爲ニ巡査直ニ兵器ヲ授ケ臨
時ノ警告兵ニ充ツベキ許可ヲ政府ニ乞ヘリト云フ
ヲ傳聞シタリ蓋シ長崎縣ハ其管內ニ於テ賊
徒ガ起ル萌ヲ見ザル凡其熊本ニ隣境タルヲ

以テ兵備ヲ緊要トスルナルヘシト思ハル

抑モ熊本士族ガ假令ト何程ノ名分ヲ有シ
何様ノ條理ヲ存スル凡一旦斯ノ如キ暴挙ニ
及ビタル以上ハ公然ト世上ニ賊徒ト認メラレ法律
ニ違背シ國安ヲ妨害スルノ亂民タルヲ免レザル
智者ヲ待タズシテ明カナリ況ヤ名實モ無ク
條理モ立タザルノ挙動タルニ於テラヤ吾輩コレ
ヲ聞ク此賊徒ハ三黨ニ成リ甲ハ封縣ニシテ祿
券ノ新制ヲ不滿ナリトシ乙ハ有益社ト唱フル
ヲ黨ニシテ口實ヲ民會廢止ノ件ニ假リ而シテ

丙ハ曾テ熊本縣廳ニ若干ノ金額アリテ其ノ性質ハ政府ノ官金ニモ非ス士族ノ共金ニモ非ズルナリ他縣ニ於テハ此般ノ金額ヲ無産士族ニ下ケ渡シテ土地ノ開拓等ニ用ヒシタルニ熊本縣ニ限リテ此金ヲ大藏省ニ上納セシハ不正ナリト謂ヘルノ徒ナレバ故ニ三黨各々其辭柄ヲ異トスレ尺畢竟不平士族タルに至リテハ即チ一ナルヲ以テ連結シテ賊徒ト成リタルニ似タリ或ハ曰ク熊本土族ハ神風連ト唱ヘ専ラ神道ニ固結シ朝野曙ニ敬神黨ト云ヒ者ト同種ナ

ルニシ何事モ神慮ヲ眼フテ進退ヲ決スル黨アリ又學校派トテ即チ昔時ノ頑固ナル漢學者流ニシテ功カニ今日ノ改進黨治ヲ甘セサルノ黨アル此黨派ガ又前ノ三黨ニ同結シテ共ニ賊徒ニ陥リタルモ未ダ知レ可カラザルナリト到底改進黨治ニ不平ナルヨリシテ此ノ暴挙ニ及ビタルニ相違ナキヲ知ラハ果シテ佐賀ノ暴動ト何ゾ異ンヤ士族ノ理非ニ暗キ此極ニ至ルハ之ヲ何トカ云ハンヤ吾曹ハ尚後報ヲ俟テ事實ヲ詳シ兼テ輿論ノ歸着スル所ヲ

後日に論出スベキナリ

今日午後四時出帆ノ三菱郵船ニ熊本暴動
鎮撫ノ為メ警視廳ヨリ少警視 樽垣直枝
同通田利綱權少警視神足勘十郎權大
警部中島時則同北林義敬中警部園田
安野天權中警部濱田清輔 其外警部補
十人ニ巡査百余人ヲ該地ニ即差シ向ケニ相
成ルト申事ナリ或説ニハ長崎港保護ノ
為メナリ

昨今九州諸方より之電報ニ依りて熊本變

亂ノ模様ヲ考ふるニ只熊本士族のみれ
騷擾ノ非ざるを如シ福岡より之急報
ニ據れば秋月の士族も暴動の兆あり
俄り之を餘人の士族が長刀を帯び銃砲
に携へて秋月市中を横行し一昨日より
世所々云ふ秋月より一里餘の場所へ嘯
集し熊本賊徒へ應援するの景色あり
引續て小倉よりの報ニ小倉士族も動搖の
模様あり依て鎮臺分營より其用意を
為せりと其後また秋月の賊徒ハ凡五百人

程なれども猶追々人数を加はり兵備を整ひ
 勢以益々盛なるれが至急ニ軍兵を差し向
 らるべしと政府へ急報ありしよし長崎
 ヨリ亦此急報ありしよし該港保護ノ為ニ軍
 艦を差し向けられんと云ひ是等巡查と
 非常の警備ニ當んが角ニ兵器と持せん
 支を乞へり云ふ此様子にていま中々鎮
 撫とも行はずといふ所ありしを因こもの
 一説ニ云ふ熊小暴衆の賊徒は三黨あり一
 ハ祿券不平黨なり一ハ百益社と唱へて民

會廢止を憤けるの黨なり又一ハ曾て政府
 にも人民にも屬せざる中部羅林の金若千万
 圓ありて縣廳に積置たりしが他縣に此類
 の金の無主産の士族に下渡しし土地開墾等
 の資本に用ひたるを該縣にて其金と大藏
 省に納めたる是日依て不満と抱きたる一
 黨たりといふ

又一説は云く熊本士族中ニ曾て一派の神風
 連なる者あり(朝野新聞)敬神黨と云ふ者
 その行状は甚だ端正なるに似たりとも頑固也

亦甚しく常子野郎頭に羽織袴を着し唐
刀令後ハ大小刀を袋に入れて携りて八朝天子藤
崎八幡宮に参詣し夕べに加藤神社に額
つき只々我が國ハ世界万国ニ秀たれ其の神
國なれバ決して汚穢しき外夷とも交ハ
るべくらず然るに黠高利ども欺られて云々
として維新以來の政體ハ總て氣を入らず縣
令参事その他の官員と始め鎮其の兵卒等
ハ西洋服なるを見て殊の外に忌み嫌ひ途
中にて行達へハ顔と横に振てア、穢し。

ヤと唾を吐きて走り去る程の事なりわら
バ必らず此黨も加えりあるべし然れ
ども此連中は只我が神國に駐する魔
事の起るに忌みしき事なり憎しと
思ふ洋服の奴等と切り殺して潔よく
服をきめて死んこそ大丈夫の大和魂なりと
云ふ位な事よ申す大事よ忘すはどぬ
奸計ハ有すじさかり昨日の新聞よ
賊徒が割腹自尽したる趣を見ゆハ
此神風連も加えりたるハ非ざる事なり

[Blank lined area for writing]

○東京日々新聞十月三十日

第百三十六号
熊本縣下級徒暴動并追討被仰出候事
明治九年十月廿八日

見日熊本賊徒暴動ニ付其ノ追討ニ仰出
レタ旨一一般ノ人民ニ布告セラレタ見日
テ今日ノ紙上ニ在リ我政府ガ變ニ臨ミテ更ニ時
間ヲ徒費セザルヲ見テ廿五日ノ朝ニ於テ熊
本ノ暴動ヲ聞クヤ不ヤ直ニ海陸軍ノ奮發
シ余ヒ文官警察官ノ奮發シ余ヒ追討ニ
躊躇セザルヲ見日斯ノ如キ与処分ヲ見來
テ誰カ毫厘ノ間然ラ此際ニ容ル者アラ
ニ哉

幸ニ電信ノ設アルニ由キ政府ハ迅速ニ此ノ暴
 動ノ報知ヲ得タリ幸ニ政府ガ之ヲ秘密
 ニセカハニ由キ吾曹ハ探訪シタル大ケノ報
 ヲ紙上ニ登録シテ之ヲ讀者ニ通知セシムルヲ
 得タリ若シ電信ナキノ昔日ナラバ如何ナル
 訛聞ヲ政府、達スベキ乎假令ニ電信アル
 モ政府、ヲ知テ之ヲ秘スルトモ如何ナル巻
 説ニ世ニ傳スベキ乎吾曹ハ其ノ必ラズ
 虚以テ虚ヲ傳ヘ何等ノ映響ヲ現ニ來ルベ
 キヲ知ラザルベキナリ今ヤ吾曹ガ紙上ニ登録

ルニ飛報ハ固ヨリ謬説ナキヲ保シ難ケレバ
 又、リ之レシ信ズ可キニ非ザレトモ先ツ暴動
 ノ概畧ヲ定規ヒ識シニ足ルヲ以テ語者ヲレテ
 大ダ虚ニ由ナル道言ニ送ルノ不幸ニ陥ラレノ
 カル者ハ寧ろ之ヲ電信ノ大効ナリト云ハレ可
 ケンヤ且ツ吾曹ガ廳ノ所ニ據正バ政府ノ
 飛報ハ昨ヨリ暗語ヲ用ヒラル、ニ由
 決シテ他ニ洩ル、ノ患ナキヲ信ズルトモ
 到底此等ノ變ニ遣ハハ之ヲ秘スル秘シ
 遂ニ得ズシテ徒ラニ謬傳ヲ醸スル言ヲ

買フニ過ギガレガ故ニ吾曹ハ政府ガ目今
ノ如ク差支ナキ報知ダケハ勉メテ之ヲ新聞
諸社ニ通知セシメ向來ノ軍略政圖ニ関シテ
漏ラス可カラサル密報ノミヲ秘セラル、ソ以
テ甚ダ策ヲ得タル者ト考定マセシ
蓋シ熊小ノ賊徒ハ周匝ナル神風連成ハ
敬神堂ト稱スル者族ヲ首唱コシテ封建
ヲ總ヒ豫制シ憤リ改良ノ進歩ニ不平ヲ懷
ク輩ガ烏合セシ所ニシテ初ヨリ断テシ
汝逆ノ目的ヲ有セサルハ其ノ鎮台兵營ニ

此ノ取テモ之ヲ取テ極守ニスルノ策ヲ出テ一戰
カスラ逃走スルヲ見レバ其ノ深謀ナリテ
ルニ餘アルヲ以テ叛民ノ名ヲ與ヘンヨリハ
寧リ日昔テ賊ヲ唱ヘテ過少ナルベシ小倉名
秋月ノ賊徒ガ此舉ヲ聞ク勿忽ニ勅擣コテ
十百君手ヲ成シ熊小ノ賊ニ應援スルノ企ツ
成シ熊小ノ餘燭ハ更ニ福岡縣ニ移リ
敷リナラズシテ賊脈ヲ延蔓スルノ途アルトモ
其ノ密テヨリ密謀ヲ謀シ合ハセタルニ非ラザル
ヤ必定ナリ試ニ問ヘ此ノ賊徒ハ如何ナル

名義ヲ以テ叛逆ノ權利ヲスル手如何ナル戦略
 ヲ攻守ヲ主點トスル手如何ナル人望ヲ救済グ
 人ニシテ其巨魁タルカ既ニ名義ヲ失ヒ戦略ヲ
 立ラズ又首領タルノ人ナシ假令ニ救所ニ蜂
 起スルノ色アルモ草賊ハ詰リ草賊タルニ過
 キズ現ニ吾曹ガ昨日ニ得タル最後ノ電報ニテ
 ハ秋月ノ賊モ頗ニ降伏ノ色ヲ顯シタルト云
 へんニ非ズヤ其他ノ諸賊ガ伎倆モ亦大抵
 斯ノ如キノミト思ハサルヲ得
 此ノ草賊ノ為ニ文官ニ熊本縣令參事

初トシ武官ニハ鎮星司令長官參謀ヲ
 初トシ救者ノ十名ノ士ニ屬夫カ無残ニモ
 殺害セラレ或ハ重傷ヲ被リタルハ定ニ吾曹
 ガ嘆息ニ耐ヘサル所ナレバ首志ノ人々ハ必ラズ
 為ニ其非余ニ敵死シタルヲ吊悼スベシト信ス
 樽田ヲ將ハ陸軍ニ有者ナル將官ニテ西陸
 一面ノ鎮台ヲ司トリ佐尉ノ士官モ亦各々
 其人ヲ得タリシナラズヤ又安岡縣令ハ老練
 ノ刺史ニシテ毎々名績ヲ世ニ知ラシ參事
 屬官モ皆其任ニ當リシニ非ズヤ文武ミナ然リ

而シテ其禍ヤ不慮ニ起リテ此ノ慘情ヲ極メ
タルハ抑モ之ヲ何トカ云ハシヤ蓋シ死者ノ為ニ
ハ其善ヲ揚ゲテ惡ヲ隠クカ以テ社會ノ美德
トスルニ申ス吾輩ハ毫末モ毀譽ノ評語ヲ
今日ニ下スラ欲ズトモ是レ畢見録臺ノ將士
カ平生營中ニ居任セザルガ故ニ私宅ニモ
切リ込マレ兵營ヲモ籠撃ヲ放火セラレタレ
ガ如シ若シ將官ヲシテ營中ニ起居セシメ
バ獨リ賊徒ニ暴殺ノ便ヲ與ハザル而已
クラス其ノ夜籠ノ不圖ニ出會スルモ賊又ヲ

愛知縣

自兵士取無ノ間ニ閃クヲ得テテオ
ニテテニ宣ニ痛惜ノ至リナラスヤ
且ツ此ノ賊徒ハ二百名ニ近キ人数ノ集結
ナレバ良シヤ不慮ニ起ルニ十日前ヨリ多少
ソノ色ヲ顯ハカシル理ナリ熊本縣廳ノ
警署察ニテテ之ヲ探偵ニ得ザル理ナシ
若シ其色ヲ察シズ其勢ヲ知ラズトモ
正當ニ失スルナリ之ヲ察シテ之ヲ知ルモ高
ガテ後輩ナリ何事ヲカ做シ得ベキヤト
思ヒシナラバ是レ即チ侮慢ニ過カレル也

愛知縣

海慢ニ過グルノ責ハ恐クハ懸臆ノ乱ス
ル事トシテ得カレ所ナレバ何故ニ世故ヲ通
曉セシ諸人ニシテ却テビシ輕クニ看目
シタリシ乎吾輩ハ之ヲ今日ニ惜マザレシ
得カナリ

世上ニ向テモ人心ヲ動カスニ足ルベキハ長
州ノ前原一誠ガ千秋ニワケテ人教ヲモ集スル
ト云ヒ西條隆成其日ノ大小砲ヲ送リタリト
云ク又電報ハ其ノ由ル思フニ前原君
ノ目的ハ古強兵ヲ募テ萬一ニ備ヘント欲

スルガ爲ナレバ只其久ミリ草芥ニ退_隠
シ仕途ヲ今日ニ辱トセザルノ色アルニ由リ
世人ハ竊ニ快ク不樂ヲ以テ之ヲ目シ或ハ西
ノ君ト相共ニ謀議スル所アリト臆洲ニテ
妄リニ送砲ノ訛言ヲ一場ニ傳ヘンニ非ザル
ヲ得ニヤ且ツ山口縣令關口君ガ説諭ト
シテ千秋ニ向ヒタレノ報アレハ長防ノ支族
ガ決シテ此ノ草賊ニ應_敵檢スル事ナキハ
吾輩ガ國信ニテ冀望スル所ナリ
昨朝ヨリシテ岡山以西ノ電報ハ不通ト相

ナリタルニ片々世エニテハ更ニ一層ノ疑念
 ヲ添ハタリト云モ是蓋シ福乱ヲ未ダ言ニ
 陸ガンガ為ニ私報ヲ通ビタルノモ官報
 ニ至リテハ差支ナリ往復ノ便ヲ成スニ似タリ
 其昨日ニ於テ山口ニ熊木ニ報信セラル以テ
 之ヲ徴スルヲ得ベシ將テ戦報ノ如クハ
 更ニ次報ヲ待ラ之ヲ誌者ニテ通知ニ併ニ
 テ各日ガ所見ヲ附演セト欲ス
 ○廿七日午前九時二十分熊木ヨリノ電報暴動
 ノ際下回西ニ旅ニ有石餘ナルベシ當縣令

參事不モ重傷其外怪我人死亡アリ縣廳
 前對條ニ鎮臺ヨリ所放火寸賊ハ十二名捕縛
 一十七名屠腹シ餘ハ逃走專ラ追捕中
 ナリ

同日午前三時同所ヨリノ電報今十二時二十分
 縣令養生叶ハズヒテ死去ス當今ノ場合ニ付
 キ至急内務大臣ノ出張ヲ乞フ
 然ルモ既ニ出張セられ内務少輔林友幸君
 取敢テ縣令ノ心得又權大臣坂部部長
 照權少春名修徳の而君ハ參事ノ心得

よて事務と取扱をるゝらん創の
街説ナリ

同日午後七時五分同所ヨリノ電報(鎮臺
兵足りざるよ所臨時並査五十名と暮り
銃器を繰へり)

同日夜中熊本ヨリノ電報(官買クス田(増
田の語り)と始め十三名賊の為、死ス
同日同所ヨリノ電報)賊の巨魁をこしめ

討取り残黨ハ逃りや
事案ハ終り

同日同所ヨリノ電報(秋月の賊舎を
勢ふ執カあり)

同日同所ヨリノ電報(山口も兵と響る勢有
同日午後五時久留米ヨリノ電報)賊徒ハ残らず散
乱せり秋月の賊二百人程兵器と推測ハ目撃ミラセ

んマの目撃あり豊津ハ未ダ分らず久留米
榊川ハ無事ナリ

廿七日午後十時山口ヨリノ電報(小銃三千挺野戦砲
八門鹿兒島の西郷陸軍ヨリ前京下識ハ送
り來ル三百受取る都合ヨリ討ハしと前京

あり届出たり尚取続し鎮臺へ議すべし
是ハ七集の士族連中が西郷前原ニ氏の名と
假りて砲臺の用意多致せしはリありあぶ
るハ何れも再報と報ある内ハ信し
難し

同日同時長崎より電報熊本の賊ハキレボ
ウ山子筆電リ秋月福岡より賊徒起りて
熊本ニ應ず

同日午後六時福岡縣より電報「秋月
の賊ハ此處と并城ハ甘木へ七集より田原

ハ末の形事と願はし鎮臺兵士ハ一少隊石
櫃ニテ繰出し久留米柳川ハ應ず
様あるハ臨機ノ計ハ此ノ如クハ兵器
と後事たり云

同日午後(時刻不知)小倉警備隊より電
報「秋月の賊徒ハ小倉へ向けて来るところ
途申より路を轉トして飯塚へ向ふて行
廿八日午前八時熊本よりの電報「此地ハ先
鎮臺しころハ舟き鎮臺歩云ニ中隊ハ久留
米へ向きて出立す

同日正午三時三十分山口ヨリ(の電報)士族の
輩多人数ヲ秋へ集會する模様ありと探索
方より報知ありけり。鎮撫の儀と取計あり
雖も山口へ未だ發せずとの説あり。整
差止の管所へ謀り臨機を取計し及ぶべし
尤も成るべく。徳よす所積り

同日午店五時を以て佐賀出張鍋嶋家の
家扶より同知事鍋嶋君への電報ハ熊小
暴動ありと此地ハ少シも動搖の模様
ありと云へり。ハハハの朝野新聞ハ佐賀も

騒がしき様子ありと云へり。誤れるやと思ふ
昨二十九日午前の電報ハ秋月の士族ハ又心の
膺にせざるより漸く降伏の色を現はし
同日同時の電報ハ熊小にて賊徒の爲ニ疵と
負ひし向鎮撫士官より兵卒百七十九人程
熊小病院へ入院せたり

同日(時刻不知電報)長洲ヲ秋ニテも前奈
黨が賊徒と鎮定せんとの口實ありて也
集し其地の人民へ兵糧の用を乞ふと申す
一由なれば縣廳より其儀に及たると解散

と命じたるは敢て依て縣令の説諭と
して同所へ出張せり又同所分官より
鎮基兵中隊ヲ秋へ出張したり

同日午前七時二十分廣嶋鎮基より電報
多地ハ穂り成り山口ハ兵の少あり
と先づ一隊ヲ出す

同日午前二時熊小鎮基より電報
廿四日の暴動の節巨魁ハ半ハ死
敗走し賊徒追はれ自
殺し目今ハ再興の勢なく
再び召集せざる
故に憂くは

畢然り問のぞ

又秋月の賊力

敗走の報知あり諸縣の警備等ハ
兵隊の執事同士の形あり故に
器械彈藥充備ハ外ハ兵力
を要せざしと鎮基より見ゆ

此及び熊小暴動の張本ハ全く
前日の一説とあるに
神凡連の由なり巨魁ハ
野諒昔として七十四
歳老人と仰陽榮太
大野鐵兵等にて兼てよ
り尊王攘夷の志を通じ
我が日本ハ四分五割
を占むる眞の神國なる
を以て外夷どもの下凡
喜べりすと心得居たり
如何なる曲津比の神
の麻葉ふや神代より傳
へ来れり我々神國の

風俗やては外夷らが國の姿を憐れんとすや其し
もまの至りならずや先よハ武士の魂魄より帶
刀と磨ししより我等の頭上も神世より居残りの
惟髻と知り放ちガンギツルんれと嚴命を下すと
か何より慷慨の至りも場はず此上ハ彼の外夷も其
似とすも洋船連の官員等が宅へ押し寄せ思
ふより本刀と振り回し心よく討死せんん
大和魂の本意ならんと評議一決して去々二十四日
の夜御軍兵を備へ上野謙吾加陽榮木太
ハ鳥留子直末も本刀を佩き長刀と提すも争て

愛知縣

眞先ニ命ニ最々ノ戦ひて兼て期しし如く
討死し大野鐵兵衛、兵衛、もて戦ひ翌朝、
て最右の同志と兵よ自死又、何して死したり
か其余七千人計ハ、幾もして討死し残りの者を
秋月小倉等へ志せしめて落行の自由なり、寧ろ
此の神風連の一黨ハ包中穩固極りし者ども
計、もて千石の硫酸と頭上より、
とも容易に溶解しす心を奪ふ淋らざる平
川の言も力奪ハ死すとも徳と歌す故せしむる者
縦令野山に斃死すれども、農高なるも歸

愛知縣

すうやうの卑劣な心と格つべくす格と尊
大に攝へた代りも金銀の事をしては
潔白して御事も天照皇太神一言と始の藤崎
八幡宮加藤神社の神意と何故て執行な
ふ例たりしは此たびの果敢事も定めて神
々りの御詔宣も有りしをいし知れも
此輩は決して大なる事ある者共は非ず只一
己の私憤と快くすか迄の事なりべし
惜しむべきは此の病を罹りたる安岡小次郎
曾田大田黒の諸君なりとの一語を聞たりしを記す

昨日陸軍少将大山巖君は熊本鎮臺司令長
官兼務と命ぜられし陸軍少将三浦
梧棲樫大史呂川弥太郎の二君は山田豊
出張と命ぜられたる由の
熊本事件にてこの電報が一昨日より時節
より相成りたる由是は林内務少輔が東京
より持越されたる時口より同日の初められ
しが尊なり
海軍者として即今横須賀停泊の雲揚
艦と横濱停泊の淺間艦との二艘と

愛口系

準備されたる中、雲揚艦ハ整備を以て
此出帆の趣きて昨日の午後二時ごろより
同艦ハ聖上の御寫眞とともく、其外の
諸器械と小舟を司有より送送し相成
りたるが司法大丞奇山君も隨行の判任官
三四名と共に、此兩艦の内、兼込み海軍
省より十四五名乗込んで出張し相成り
由より同りの十二時ごろ水又二十人程
新舊停車場より汽車にて横濱へ
向き出張せし、此兩艦に乗込

世上にてハ、熊本の賊徒追討の大總督と
有栖川宮よ命せられ、平衛、第一聯隊を
引率して却出陣す。相成りたるは、新
聞も載てあり、由り、其下探訪せし
左様あり、御命令も出陣し、其助もて
更、其風説なしと聞く
陸軍省より、廿五日、廿七日の夜、
の者中、以て徹夜せられ、大く、熊本
一件の軍議の事、ても、即座らる。
大久保内務所、先二より贈物も引取り

居られしが熊小暴動の事、變又よ、
昨ニナリより指て即出勤

○土月下五

本月初三日、山、
往、横山、
百、余、名、徒、
廳、
兵、
地、
行、
捕、
通、

一
大
具

おんまにさつりて神皇功
おんまにさつりて神皇功
おんまにさつりて神皇功
おんまにさつりて神皇功
おんまにさつりて神皇功

九年十月

侍従

多

十

三

○ 松小一等警言部 示 願 日 一 急 報 三日朝 着 由 豆

あ

若

今

多

多

... 知 亦 知 部
... 年 之 人 亦 年 之 力 也
... 到 之 年 亦 年 之 力
... 有 時 居 此 地 境 也

系

... 直 山 崎 古 氏 為
... 有 九 斗 之 題 也 乃
... 王 何 地 氣 亦 亦 也
... 大 始 亦 亦 亦 也

系

於
 諸
 君
 之
 名
 不
 朽

○上

本縣學士
 出仕
 山林
 則之
 務又

澤子

澤子
 安國良亮

澤子

澤子
 小園良直
 仁尾惟茂

澤子

澤子
 中島
 吉原保元

澤子

澤子
 松本
 守

澤子

澤子
 中島
 良直

今
 子
 揚
 云
 人

○本月廿六日、予は此の如く、
の賦役、
の務者、
の電報、
の電報、

○今、
の電報、
の電報、
の電報、
の電報、

○明治九年十月、
の電報、
の電報、
の電報、
の電報、



酒銘



丙田彦典

五

極

一